

新潟県原子力発電所事故による健康と生活への 影響に関する検証委員会 運営要綱

平成29年 8 月10日制定

(目的)

第1条 福島第一原子力発電所事故による健康と生活への影響について検証するため、「新潟県原子力発電所事故による健康と生活への影響に関する検証委員会」(以下「委員会」という。)の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 委員会は、健康対策課長及び震災復興支援課長の求めに応じ、福島第一原子力発電所事故による健康への影響及び避難生活への影響に関する検証を行う。

2 前項に規定する検証に必要な専門的、技術的な検討を行うため、委員会に次の分科会を置く。

- (1) 健康分科会
- (2) 生活分科会

(委員)

第3条 委員会の委員は、別表に掲げる者とし、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員の任期は就任年度の翌年度の末日までとする。
- 3 委員は再任されることができる。
- 4 委員会の委員長及び副委員長は、委員による互選により定める。
- 5 健康分科会及び生活分科会の委員は、別表に掲げる者とし、座長及び副座長を置く。
- 6 第2項から第4項の規定は、分科会に準用する。なお、第4項の委員長、副委員長は、それぞれ座長、副座長に読み替える。

(会議)

第4条 委員会は、健康対策課長及び震災復興支援課長の求めに応じて開催する。

2 会議等の進行は委員長が当たり、支障があるときは、副委員長がこれに当たる。

3 委員会は、原則として公開とする。ただし、委員長が特に必要と認めるときは、非公開とすることができる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の出席を求め、意見を聴くことができる。

5 健康分科会、生活分科会は、それぞれ健康対策課長、震災復興支援課長の求めに応じて開催する。

6 第2項から第4項の規定は、分科会に準用する。なお、委員長、副委員長は、それぞれ座長、副座長に読み替える。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、健康対策課及び震災復興支援課がこれにあたる。

2 健康分科会の事務局は健康対策課が、生活分科会の事務局は震災復興支援課がこれにあたる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会及び分科会の運営に関して必要な事項は、健康対策課長及び震災復興支援課長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年8月10日から施行する。

別表

健康分科会

氏名	所属・職名	専門分野
青山 英史	新潟大学医学部 教授	放射線医学
秋葉 澄伯	鹿児島大学 名誉教授	疫学・公衆衛生学
木村 真三	獨協医科大学 准教授	放射線衛生学
鈴木 宏	新潟青陵大学 副学長	疫学・公衆衛生学
中村 和利	新潟大学医学部 教授	疫学・予防医学

生活分科会

氏名	所属・職名	専門分野
丹波 史紀	立命館大学産業社会学部人間福祉専攻准教授	社会福祉
松井 克浩	新潟大学副学長 人文学部教授	社会学
松田 曜子	長岡技術科学大学環境社会基盤工学専攻准教授	防災学
除本 理史	大阪市立大学大学院教授	環境経済学